

一般社団法人まめの会社員（愛称：まめんばー）規則

（本規則の目的）

第1条 本規則は、一般社団法人まめの会（以下「本会」という）の定款第5条に基づき、本会への入退社に関する手続きを定めるとともに、社員が遵守すべき基本的事項を定める。

（入社の手続き）

第2条 本会の社員になろうとする者は、本会の定款第3条の目的に賛同したうえで、本会が定める書式にて入社申込書を作成し、これを理事に提出しなければならない。

（入社の許可）

第3条 第2条による入社申し込みを受けた理事は、入社承認、不承認を決定し、これを入社申込者に対し通知する。

（社員の権利）

第4条 社員は、社員総会において、一人につき1個の議決権を行使することができる。

2 社員は、本会の名称、ロゴマークを使用することができる。

3 社員は、第5条の義務を履行する過程で定款第3条各号に掲げる事業の利用者（以下「利用者」という）の希望があった場合に限り、社員が有する公的資格を持って、個別の契約を利用者と締結することができる。

（社員の義務）

第5条 社員は、定款第6条の規定により、次に掲げる入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金 個人 1,000円（入会時期にかかわらず一律）

法人 100,000円（入会時期にかかわらず一律）

会費 個人年額 500円（入会年の翌年から毎年）

法人年額 10,000円（入会年の翌年から毎年）

2 社員は、定款第3条各号に掲げる事業に参加、協力するよう努めなければならない。

3 前項の参加、協力については原則として無報酬とする。

（社員の個人情報）

第6条 社員は、本会に提示したその個人情報を、次の各号における場合に限り本会が使用することに同意する。

(1) 第3条の入社の許可に係る検討を行うため

(2) 本会の事業を行ううえで、他の社員又は利用者に知らせる必要がある場合

(3) その他正当な理由があるときに、社員から文書による許可を得た場合

（退社）

第7条 社員は、定款第6条の規定により退社することができる。

2 退社しようとする社員は、退社の1か月以上前に文書もしくは口頭にて予告するものとする。

3 社員が死亡したときは、本会から退社したものとみなす。この場合は、前項の退社の手続きは不要とする。

(除名)

第8条 社員は、定款第8条の規定により、除名されることがある。

(社員たる資格の喪失)

第9条 社員は、社員総会決議により除名されたときは、当該社員は、理事がかかる除名の決定を当該社員に対して書面をもって通知したときに社員たる資格を喪失する。

(社員資格喪失後の権利及び義務)

第10条 退社又は除名により社員たる資格を喪失した者は、社員たる資格に基づき本会により付与又は許諾された一切の権利を喪失する。ただし、第4条第3項に基づき当該社員が利用者と個別契約を締結しているときに、利用者の利益を守るために必要な場合に限り、当該契約を継続することを認める。

(免責)

第11条 社員は、本会の事業に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、又は第4条第3項の契約を締結することとし、これらに起因して社員、利用者又は第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わないものとする。

- 2 社員が退社、除名等により社員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該社員に対して効力を有するものとする。

(禁止事項)

第12条 社員は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

- 2 社員は、本会事業への参加、協力を行っていないにもかかわらず、利用者に対し、自らの利益を得るために営業活動をしてはならない。
- 3 社員が退社、除名等により社員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該社員に対して効力を有するものとする。

(社員規則の改正)

第13条 本規則の改正は社員総会の決議による。

以上、本会のすべての社員に本規則を適用するものとし、すべての社員は本規則に同意し、遵守するものとする。

附則

本規則は、2018年3月1日から施行する。

改定規則は、2018年6月10日から施行する。